

仕 様 書

1 業務の名称

タブレット端末専用回線設置業務（東区・豊平区保護課分）

2 業務概要

東区・豊平区保護課において、別途導入予定のタブレット端末が生活保護電算事務システムと通信を行うための専用回線を設置する。

3 履行場所

- (1) 東区役所 保健福祉部保護一・二・三・四課執務室
（札幌市東区北11条東7丁目1番1号 東区役所2階）
- (2) 豊平区役所 保健福祉部保護一・二・三・四課執務室
（札幌市豊平区平岸6条10丁目1番1号 豊平区役所2階）

4 履行期間

契約を締結する日から令和8年9月30日（水）まで

5 作業時間

業務に支障がない時間とし、担当職員と十分協議の上、計画的に実施すること。

6 業務の内容

- (1) 委託者と事前協議の上、別紙レイアウト図を参照し、ルーターから委託者が指定する場所までの配線を行うこと。また、通路をまたぐ配線経路での露出配線は不可とし、OAフロアー内への収容配線を行うこと。ただし、OAフロアー内への収容配線ができない場合には、別途委託者と協議の上、作業を行うこと。
- (2) 別紙レイアウト図にて委託者が指定する場所に8ポートスイッチングハブを設置し、6-(1)で設置したLANケーブルに繋げること。また、5本のLANケーブルを8ポートスイッチングハブに繋ぐこと。
- (3) 配線に用いるLANケーブルの色は本市の指示に従うこと。
- (4) 本業務で必要となる物品について、スイッチングハブについては委託者が用意したものを使用することとし、それ以外に必要なものについては本業務内で受託者が調達すること。
- (5) LANケーブルはCat6のUTPケーブルを使用すること。

7 その他留意事項

- (1) 受注業者は作業中の安全に十分に配慮し、業務を履行すること。また、建物及び建物に付随する設備、運搬物品等に損傷、汚損、故障を与えないように十分注意して作業すること。なお、作業中及び作業終了後、建物及び建物に付随する設備、運

搬物品に損傷、汚損、故障が確認された場合には、受託者の負担において、委託者の指示する方法で速やかに原状回復を行うこと。

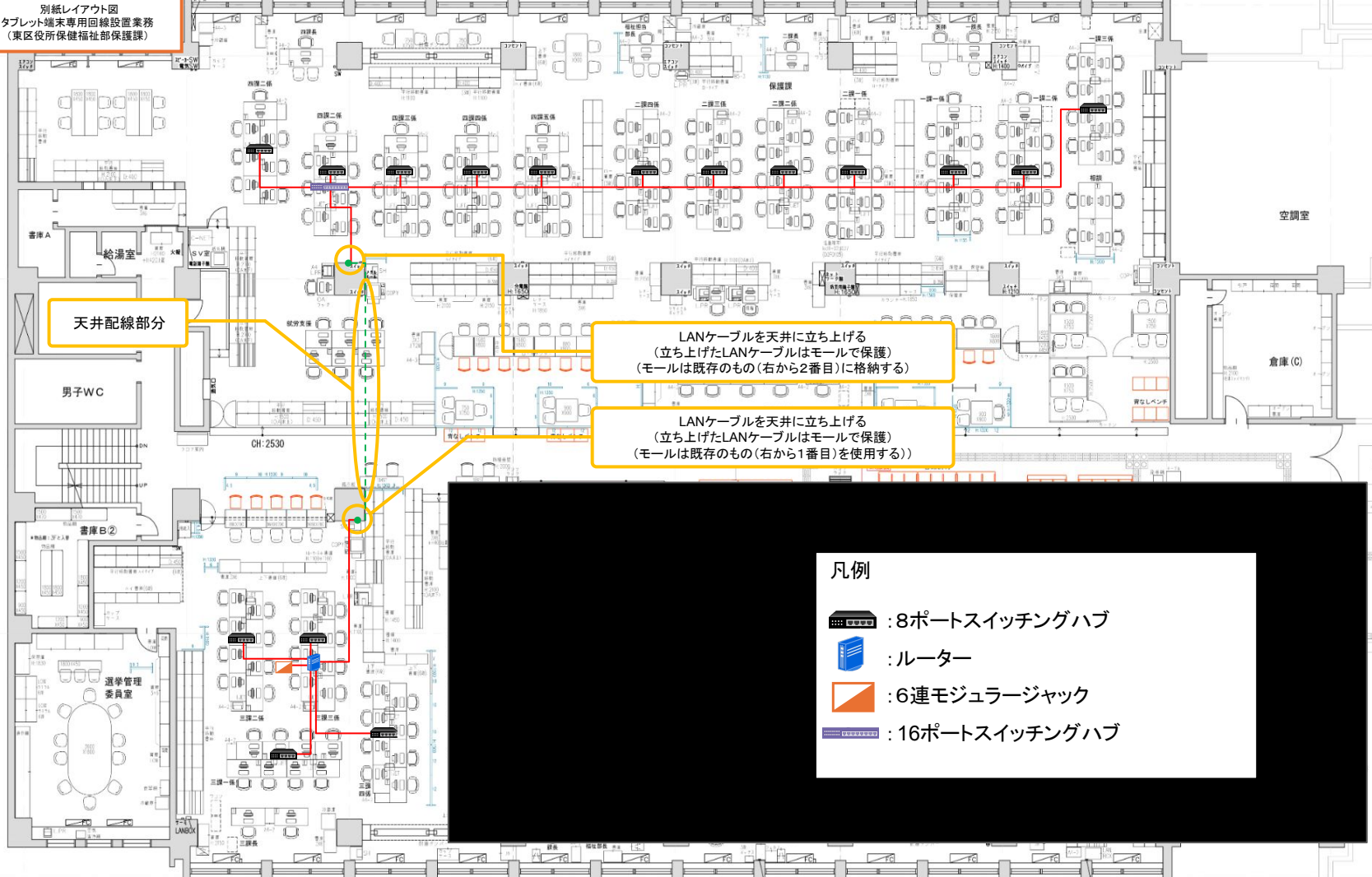
- (2) 必要に応じて、委託者、他の関係部局と十分に打合せを行うこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項については委託者と協議の上、誠意を持って業務の履行に当たること。
- (4) 業務完了後は、速やかに業務完了届及び作業実施報告書（写真付き）を提出すること。
- (5) 本業務の履行においては、以下の事項等に留意し、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
 - ア 電気等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
 - イ 環境法令を遵守すること
 - ウ 作業員等の人員輸送については、できるだけ公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最低限にとどめること。
- エ 業務に伴い排出される廃棄物は適正に処理し、極力、減量、リサイクルすること。
- オ 本業務の履行において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

8 連絡先

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局総務部保護課 担当：坂上

電話番号：011-211-2992



凡例

-  : 8ポートスイッチングハブ
-  : ルーター
-  : 6連モジュージャック
-  : 16ポートスイッチングハブ

